

令和元年第11回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和元年11月20日 午後2時
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 木 曾 文 人 |
| 委 員 | 池 坂 めぐみ |
| 委 員 | 志 水 矛 |
| 委 員 | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- | | |
|----------------|---------|
| 教 育 次 長 | 藤 本 浩 士 |
| 総 務 課 長 | 関 山 善 文 |
| こども育成課長 | 近 藤 雅 之 |
| 指 導 課 長 | 河 本 学 |
| 生涯学習課長 | 高 見 直 樹 |
| スポーツ推進課長 | 米 口 俊 也 |
| 中央公民館長兼市民会館長 | 山 野 良 樹 |
| 図書館長兼市史編さん担当課長 | 小 野 真 一 |
| 学校給食センター所長 | 溝 田 康 人 |
| 書 記 | 中 村 光 男 |
- 5 欠席者
- | | |
|---------|---------|
| 教 育 次 長 | 東 南 武 士 |
| 文化財担当課長 | 中 田 宗 伯 |
- 6 付議事項
- 第8号議案 令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
- 第9号議案 令和元年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について
- 報告12 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- その他 （1）問題行動、いじめ・不登校の状況について
（2）冬季休業中における生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

令和元年第11回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第11回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、東南次長と中田文化財担当課長が、他の公務のため欠席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和元年第10回教育委員会議事録の署名を木曾委員と志水委員にお願いします。

(教育長署名後、木曾委員、志水委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。志水委員と井本委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第9号議案及び報告12については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他の(1)は同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第9号議案、報告12及びその他の(1)については、非公開と決定いたします。

それでは、審議に入ります。第8号議案「令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、議案2、3ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第8号議案「令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上の通りの賛成をもちまして、第8号議案は原案のとおり議決されました。

次に、第9号議案「令和元年度赤穂市一般会計補正予算(11月)」

について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、第 9 号議案「令和元年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について」説明を行い、その後審議を行った。]
原案承認

教育長

次に、報告 12「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、報告 12「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、その他（1）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、その他（2）「冬季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

（ 冬季休業中における生徒指導について、議案 13～16 ページに基づき、説明を行った。 ）

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

冬季・夏季休業中も普段もですが、中学校は部活の時に自転車は多分、禁止だと思っておりますが、普段、自転車通学ではない子が部活に行く時に、公園にずっと停めて行っていた子が何人かいて、地域の方がそれを見ておられ、通報によって、子供たちが叱られたということがあったようですが、親御さんに伝えたところ、親御さんも悪いことしたというのではなく、もっとわからないところに停めていけばばれずに済んだのに、というような指導をされた方がいたようで、それは良くないなと思って話を聞いたのですが。なぜ、自転車で行くのはいけないかということを知っていないので、疲れていたりしたら安易に自転車に乗って行ってしまふ。どうして学校の近くの子は自転車で行くのはいけないか、それも体力づくりの一環だとか。ただ単にだめというだけでは、親御さんの方も本当は親の

しつけの範囲ですが、納得して、自転車を使用しないという状況ではなくて、言った人が悪い、そんなこと言わなければいいのにというようになってしまっている。何か、いい方法はないのかなと思いました。

事務局

自転車通学につきましては、通学距離がある者ということで各学校独自で設定しております。自転車通学をする者は、それが本来の通学手段であるということで、登下校中の方が一の事故につきましては、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となりますが、そうでない手段を使った場合は、協議の上でとなっております。そういうことも含めて、万が一の場合には自分自身の身を守ることができないということも、子供たちへの、また保護者に対しても理解を求めたいと考えております。ただ、自転車は子供たちにとって、唯一の交通手段でもあります。学校に来るのはダメ、それは距離が短いからダメということで、それ以外でも使うこともあると思いますので、子供たちには、自転車安全利用五則というものがございませぬ。これらをしっかり守るよう、学校を通じて指導していきたいと思っております。私も安易に考えておりましたが、例えば、全ての物には罰則規定がございませぬ。罰があるから守るのではございませぬが、なぜ罰があるのか、それは命を守るためにあるのだということで、いくつかその罰則をご紹介したいと思っております。例えば、傘差し運転につきましては、5万円以下の罰金。携帯電話を使用しながら自転車に乗っているのを見かけることがございませぬが、その場合も5万円以下の罰金。また、イヤホンをつけたままで自転車に乗っている場合も5万円以下の罰金となっておりませぬ。また、例えば飲酒をして自転車に乗っている場合は、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金ということで、二人乗りをしていても5万円以下の罰金。全ての自転車の乗り方については、法が定められているということをお子孫たちにもこれから社会に出ていく社会人として、ルールを知っておくべきだと思っておりますので、自転車安全利用五則についても周知していきたいと考えております。

委員

冬季休業中における生徒指導について、指導課長からご説明があつて、新たに3項目、危険ドラッグ・ネット上の掲示板やSNS・家庭における啓発を図るということで、そういう話題になっていることを入れたのは非常にいいことだと思っております。これは、実際の冬季休業中の生徒指導とあまり関わりが無いかもかもしれませんが、1（2）の不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導でスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、休業

期間を利用して家庭訪問を行う。もちろん、素晴らしいことですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行うわけではなく、先生方がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言を仰いで、どのように関わったらいいかということですが。確認したいのは、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置。この前、学校訪問に行ったとき、別室登校ですか。学校には来ているけど教室に入れない子が二人いて、どなたが関わっているのかと思い、管理職に空き時間の先生かと聞いたら違う。スクールカウンセラーの先生かと聞けば、そうじゃないと。心の教室相談員だと。では、心の教室相談員は毎日来てくれるのかと聞けば、いや、そうじゃないと。週3日勤務で後の2日はこちらで対応しているとのことで。私ももし、一般市民の方から問われた時に困るので、もう一度、予算のこともこれからあるかもしれないかもしれませんが、スクールカウンセラーはどういった配置をされているのか。ソーシャルワーカーは、育成センターに1名か2名配置と予算の時に説明があったかと思いますが、心の教室相談員がどうなっているのか。配置のことを教えていただきたい。

事務局

スクールカウンセラーにつきましては、原則、各校に1名という配置を目指しているところですが、中には、拠点校ということで塩屋小学校、又、尾崎小学校には、拠点校方式ということで、複数の学校を見てもらうような形をとっているところもございます。これらにつきましては、県の補助も受けておりますので、スクールカウンセラーにつきましては、市独自で数を増やせないということが一つの課題でございます。それぞれニーズがあれば、カウンセラーが対応してくれる状況で、今、不足しているということはございません。スクールソーシャルワーカーにつきましては、青少年育成センターに常駐しておりまして、各中学校区に1名ずつ、育成センター専用で1名、合計6名の配置ができています。スクールソーシャルワーカーは、具体的にそれぞれの家庭にまで入っていくという形で、福祉の面からもアプローチをしてくれますので、決して相談を待つ受け身のカウンセリングではなくて、積極的な、ある意味、攻めのカウンセリングという物を実施していただいております。また、心の教室相談員というのは、各中学校区に一つずつ設置をしています。ここにつきまして、心の教室相談員という方を各学校が地域住民の方にお願ひし、配置しているところですが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにつきましては、それぞれ有資格者でございますが、

心の教室相談員につきましては、例えば、ある中学校区においては、生け花に大変堪能な方だとか、一般の方が入っております。ある意味、そういう方の方が話しやすい、心が和むという子供たちからの声もありまして、そういう方を積極的に任用しているところです。しかしながら、週に3日もお越しいただければ、それだけでいっぱいになってしまうような状況で、できれば毎日来ていただきたいのですが、それにつきましても、財政的な面から配置できない状況であります。来られない時につきましては、各学校が工夫をして、空き時間の先生がそこに入る等の対応をしております。

委員

スクールカウンセラーは各校1名となると、15校ありますから15名なのか。拠点校で一人がA校とB校を、或いはC校とD校を、となっているのか。各校1名について詳しく教えていただきたいのとそれは毎日なのか、週何日と決まっているのか。ソーシャルワーカーは6名とのことですが、これは育成センターにずっと6名ともいるのか、それとも1名は育成センターにいて、後5名は各中学校にいますのか。そして、その時間数と勤務日数等も教えていただければ。心の教室相談員は週3日ということで、一般住民の方と分かりましたけど。スクールカウンセラーが県費、心の教室相談員も県費、スクールソーシャルワーカーだけが市費ですか。それについても確認させてください。

事務局

まず、心の教室相談員は、市費で配置しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、市費と県費両方で負担しておりますが、6名ということです。スクールソーシャルワーカーにつきましては、週に1日程度、育成センターに来ていただくという形で、それぞれいろいろと兼業されている方なので、毎日では来られません。週に1日程度は来ていただくようになっています。それぞれ中学校区の方が必ず一人は誰か育成センターにいるという形になるよう配置をしております。スクールカウンセラーにつきましては、小学校2名が拠点校、中学校には1名ずつ配置しております。これらは県費のカウンセラーです。また、育成センターには、市費で4名のスクールカウンセラーを配置しておりますが、それらの方が学校にカウンセリングに行くという対応をしております。学校の方にはスクールカウンセラーの部屋を用意してありますが、スクールソーシャルワーカーの部屋は特にございませんで、スクールソーシャルワーカーは、直接、その家庭に赴いて対応していただいております。

委員

スクールカウンセラーは中学校1名、小学校拠点校2名というこ

とで、週何日ですか。

事務局

原則週1日来ていただくようには、なっております。1日あたり6時間の勤務ということで勤務時間を割っておりますので、一概には申し上げられませんが、週1日になるように対応しております。

委員

県費であれば、こちらからはなかなか、週1日勤務を2日にしてくださいとか3日にしてくださいとか言うのは厳しいところですけど。市の方も財政が苦しい中、これをクリアすることは難しいけれど、実際、もっともっと学校に行っていて、子供と関わるとか、先生の相談に乗ってくれるように、週1日では寂しい気がしますし、もっと活動してほしいなという気がします。予算はもう締め切っていますが、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーの人たちが、少しでも学校現場で活躍できるようなそういう場を確保してほしいという希望はあります。

事務局

本日、文科省の方が各カウンセラーにつきまして時間を増やす方向で進んでいるという情報も入りました。私たちも大変喜んで、少しでも長い時間、また多くの回数来ていただければということで、実現すればいいなと考えているところです。また、青少年育成センターのカウンセラーもおりますし、教育研究所の方では発達教育相談も行っております。赤穂市においては本当にいろんな相談窓口が確保されている、充実していると思っていたのですが、まだまだ委員のおっしゃるとおり、もっと保護者のニーズに応えられるように拡充して行ければと考えております。

教育長

他にご発言がないようですので、「冬季休業中における生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等ありますか。

事務局

(第9回赤穂シティマラソン大会について、別紙資料に基づき報告を行った。)

事務局

(第12回定例教育委員会を12月19日(木)午後2時から赤穂市役所第2庁舎にて開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第11回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後3時9分閉会)